

基発 0328 第 4 号  
平成 26 年 3 月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

労働基準局報告例規の一部改正について

標記について、的確な行政効果の把握に資するため、下記のとおり改正を行い、平成 26 年 4 月 1 日より適用することとしたので、その取扱いについて遺漏なきを期されたい。

記

1 「労働基準局報告例規一覧」の改正

「労働基準局報告例規一覧」の一部を次のように改める。

(1) 「5. 労災管理課関係」を次のように改める。

「(1) 定期報告」「管 401」の欄を削り、「管 402」の欄から「管 403」までの欄を繰り上げる。

(2) 「6. 補償課関係」を次のように改める。

ア 「(1) 定期報告」「補 408」の項「報告期日」の欄中「4 月末日」を「4 月の最終開庁日 (システムによる)」に改める。

イ 「(2) 随時報告」「補 501」の項「報告すべき場合」の欄中の「(3)」を「(4)」とし、「(2)」を「(3)」とし、「(1)」を「(2)」とし、同項の前に次の一項を加える。

(1) 「不正受給事件について、事案の内容がまとまったとき」

2 「監 402」の改正

「監 402 監督指導業務及び措置状況報告 (その 2) 関係行政機関等との相互通報制度等の運用状況」の一部を次のように改める。

「監 402 (その 2) 記載要領」中「5.」を「6.」とし、「4.」を「5.」とし、「3.」を「4.」とし、「2.」を「3.」とし、「1.」を「2.」とし、同項の前に次の一項を加える。

1. 「(A) について関係行政機関から回報のあった件数」欄には、前年

以前に關係行政機關等に通報又は情報提供等を行い、当該年に回報があったものを含めて計上すること。

3 「衛 406」の改正

「衛 406 健康管理手帳交付状況報告」を別紙1のように改める。

4 「管 401」の廃止

「管 401 未収納未済歳入額及びこれに対するその後の収納状況報告」を削る。

5 「補 404」の改正

「補 404 社会復帰促進等事業利用状況報告」の一部を次のように改める。

(1) 「補 404 社会復帰促進等事業利用状況報告」を別紙2のように改める。

(2) 「補 404 記載要領」を次のように改める。

ア 「1 義肢等補装具の購入・修理費用、採型指導料及び症状照会回答料の支給状況」を「1 義肢等補装具の購入・修理費用、採型指導料、症状照会回答料及び意見書回答料の支給状況」に改め、「(8)」を「(9)」とし、「(7)」を「(8)」とし、同項の前に次の一項を加える。

(7) 意見書回答料

「件数」は、意見照会を行った延回数とし、「4 旅費の支給状況」の実人員とは無関係であること。

イ 「4 旅費の支給状況」の(3)の項中、「装着訓練及び適合判定」を「装着訓練等(※)及び適合判定」に改め、その次に「能動式義手に係る装着訓練」を加え、同項の下に次の一文を加える。

※装着訓練等とは、筋電電動義手に係る装着訓練及び試用装着期間における指導等のことであること。

ウ 「[参考]」2. 点検事項」の(2)の項中、「及び症状照会回答料」を「症状照会回答料及び意見書回答料」に改める。

6 「補 408」の改正

「補 408 傷病別長期療養者推移状況報告」の一部を次のように改める。

「補 408 記載要領」の「(8) 骨折」の項中「傷病性質コード「01」を「傷病性質コード「0001000」に、「(9) 切断」の項中「傷病性質コード「02」を「傷病性質コード「0002000」に、「(10) 関節の障害」の項中「傷病性質コード「03」を「傷病性質コード「0003000」に、「(11) 打撲傷」の項中「傷病性質コード「04」を「傷病性質コード「0004000」に、「(12) 創傷」

の項中「傷病性質コード「05」」を「傷病性質コード「0005000」」に改め、「[参考]」第 2 項の次に次の一項を加える。

3. システムによる報告

システムによる報告については、「労災保険業務機械処理事務手引 報告例規（労災）」によること。

7 「補 501」の改正

「補 501 労災保険法違反容疑事件に関する報告」を別紙 3 のように改める。

8 「労働基準局報告例規基準業種分類表」の改正

「労働基準局報告例規基準業種分類表」の一部を次のように改める。

- (1) 「日本標準産業分類等」の欄中「業種分類」「8.3 理美容業」の項「782, 783, 7892」の次に「, 7894」を加え、「8.3.2 美容業」の項「783, 7892」の次に「, 7894」を加える。
- (2) 「日本標準産業分類等」の欄中「業種分類」「12.1 教育・研究業」の項「391, 3922 (調査研究を伴うものに限る。), 3929, 81, 82 (8222 を除く。), 8048, 71, 933」の次に「, 3923」を加え、「12.1.9 その他の教育研究業」の項「3922 (調査研究を伴うものに限る。), 3929, 81 (自動車教習所を除く。), 82 (8222 を除く。), 8048, 71, 933」の次に「, 3923」を加える。
- (3) 「日本標準産業分類等」の欄中「業種分類」「13.3 その他の保健衛生業」の項「784, 785 (個室付浴場業を除く。), 849 (8491 を除く。)」の次に「, 7893」を加え、「13.3.9 その他」の項「849 (8491 を除く。)」の次に「, 7893」を加える。

衛406 健康管理手帳交付状況報告

別紙1

(平成 年分)

労働局

区分 業務	前年末現在の 交付数	平成 年中の状況							平成 年末 現在交付数 (①+③-④ +⑤-⑦)	受診者数 ⑩	要療養者数 ⑪
		申請件数 ②	新規交付数 ③	他局へ移 管数 ④	書 替		返 還 数 ⑦	再 交 付 数 ⑧			
					他局から移管 を受けた数 ⑤	⑤以外 の替 数 ⑥					
ベンジジン等業務	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
ペーターナフチル アミン等業務	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
石綿等業務	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
粉じん作業	管理2	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
	管理3	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
クロム酸等業務	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
砒素業務	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
ユーラール業務	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
ビス(クロロメチル) エーテル業務	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
ベリリウム業務	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
ベンゾトリクロリド 病 務	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
塩化ビニル業務	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
ジアニジン業務	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
1,2-ジクロロプロパン 業 務	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
合 計	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]

- 記載注意 1. 各欄の ( ) 内には昭和55年11月8日付基発第614号による「特定業務に係る健康管理のための手帳」に係る数を外数として記入すること。  
 2. 「前年末現在の交付数」欄は、前年報告分の「平成20年末現在交付数」の欄の数と一致すること。  
 3 「受診者数」欄は、年に2回健診を行う業務については延べ数を記入すること。

関係帳簿等

統計責任者

局番号

1 義肢等補装具の購入・修理費用、採型指導料、症状照会回答料及び意見書回答料の支給状況 平成 年度分

支給種目	新規			継続			合計		
	実人員	支給対象数(件数)	金額	実人員	支給対象数(件数)	金額	実人員	支給対象数(件数)	金額
	人	件	円	人	件	円	人	件	円
(1) 義肢									
殻構造義肢									
骨格構造義肢									
筋電電動義手									
(2) 上肢・下肢装具									
(3) 体幹装具									
(4) 座位保持装置									
(5) 盲人安全つえ									
(6) 義眼									
(7) 眼鏡									
(8) 点字器									
(9) 補聴器									
(10) 人工喉頭									
(11) 車椅子									
(12) 電動車椅子									
(13) 歩行車									
(14) 尿管器									
人工膀胱用									
簡易型									
(15) ストマ用装具									
(16) 歩行補助つえ									
(17) かつら									
(18) 浣腸器付排便剤									
(19) 床ずれ防止用敷ふとん									
(20) 介助用リフター									
(21) フローテーションパッド									
(22) ギャッチベッド									
(23) 重度障害者用意思伝達装置									
採型指導料		件			件			件	
症状照会回答料		件			件			件	
意見書回答料		件			件			件	
修理の費用		件			件			件	
合計									

2 外科後処置利用状況

区分	実人員		金額
	入院	通院	
合計	人	人	円
労災病院			
その他の委託病院			

4 旅費の支給状況

区分	実人員(延人数)	金額
合計	人(人)	円
外科後処置	( )	
義肢等の採型及び装着	( )	
義眼装嵌	( )	
装着訓練等及び適合判定	( )	
能動式義手に係る装着訓練	( )	
検査診断	( )	

3 介護料支給状況

区、分	実人員(新規)	金額
C O 常時監視・介助	人(人)	円
常時監視・随時介助	( )	
常時監視	( )	

(注1) 「1 義肢等補装具の購入・修理費用、採型指導料、症状照会回答料及び意見書回答料の支給状況」中「採型指導料」、「症状照会回答料」、「意見書回答料」及び「修理の費用」については、「件数」を「支給対象数」の欄に記入すること。  
 (注2) 斜線の欄については、記入の必要はないこと。

補501 労災保険法違反容疑事件に関する報告

第2表の1 (保険給付不正請求事件)

不正請求に係る保険給付を行った署名	労働局 労働基準監督署	取扱検察庁(警察署)名	
不正請求の事実を知った日	年 月 日	告発(送検)年月日	年 月 日
事 実 の 概 要	1. 被災労働者氏名 2. 事業の名称 3. 不正行為の態様		
	発覚の端緒		
報告年月日		報告担当者氏名	

第2表の2

被 疑 者	氏 名	請求人との関係		職 業	検 察 処 分		判 決		
		本 人			年 月 日	内 容	年 月 日	内 容	
不 正 請 求 の 内 容	請 求 年 月 日	請 求 の 種 類	請 求 の 対 象 期 間	請 求 金 額	内 不 正 請 求 金 額	支 払 年 月 日	支 払 額	内 不 正 受 給 額	納 入 告 知 日
			～						
弁 済 状 況 (見 込) 及 び 債 権 確 保 の 措 置	弁 済 状 況 (見込を含む)				収 納 未 済 に 係 る 債 権 確 保 の 措 置				
	債 務 者 名		収 納 日	金 額					

- (注) 1. この報告書は、不正受給事件について、事案の内容がまとまったとき、告発したとき又は被害届を提出したとき（警察が独自で捜査したものについては送検時）、起訴又は不起訴の決定があったとき及び判決のあったときに提出し、未記入の部分は判明したつど追加報告すること。
2. この報告書は、請求書上の1労働者の1災害ごとに、請求を受けた労働基準監督署の管轄労働局において作成すること。
3. 取扱検察庁（警察署）名欄は、告発先又は送検した機関名を記入すること。
4. 「事実の概要」欄中、不正行為の態様については、告発状、被害届、訴状等によって事案の全貌が説明されている場合には、関係書類の添付によって記述を省略してさしつかえない。
5. 「不正請求の内容」欄が足りない場合には、請求の種類ごとに合計を記載し、詳細は別紙として添付すること。
6. 「弁済状況」欄には、既弁済及び弁済時期が明確になったものを記入すること。
7. 「収納未済に係る債権確保の措置」欄には、財産調査の進ちよく状況及び強制執行の予定等を記入すること。